母子父子寡婦福祉資金の貸付について

母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、右記資金の貸付を行っています。

事前相談が必要となりますので、詳しくは、お住まいの地区の福祉事務所（各地域県民局地域健康福祉部福祉総室、福祉こども総室）にお問い合わせください。なお、青森市にお住まいの方は青森市福祉事務所に、八戸市にお住まいの方は八戸市福祉事務所にお問い合わせください。

貸付を受けることができる方

県内在住の母子家庭、父子家庭、寡婦の方など

保　証　人

原則として連帯保証人が必要です。
詳しくは、事前相談の際に御相談ください。

申請から貸付金の交付まで

貸付を希望される場合は申請が必要です。
福祉事務所において、申請内容について審査が行われます。
審査の結果、貸付の目的を達成することが困難と認められるときなど、お貸しできない場合があります。
申請に対する決定まで時間がかかることがありますので、余裕を持って御相談ください。

償還（返済）について

この資金は、償還していただくことを前提にお貸ししています。皆さまからの償還金が、皆さまの後に貸付を受ける方々への貸付金の財源となります。
無理のない返済計画を立て、必ず償還してください。

修学資金（学校・学年別）貸付限度額（月額）一覧表

（単位：円）

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000	—	—
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500	—	—
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000	—	—
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	—	—
高等専門学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500	—	—	—
		自宅外通学のとき	76,500	76,500	—	—	—
	私立	自宅通学のとき	79,500	79,500	—	—	—
		自宅外通学のとき	90,000	90,000	—	—	—
大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500	67,500	67,500	—
		自宅外通学のとき	76,500	76,500	76,500	76,500	—
	私立	自宅通学のとき	81,000	81,000	81,000	81,000	—
		自宅外通学のとき	96,000	96,000	96,000	96,000	—
大学院	修士課程		132,000	132,000	—	—	—
	博士課程		183,000	183,000	183,000	—	—
専修学校(一般課程)			48,000	48,000	—	—	—

資金一覧

（2019．4．1改正）

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額等	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	（個人）2,870,000円 （団体）4,320,000円 ※複数の母子家庭の母、父子家庭の父が共同して起業する場合の限度額は、団体貸付の限度額を適用	貸付の日から1年間	7年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0％
事業継続資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	（個人）1,440,000円 （団体）1,440,000円	貸付の日から6ヶ月間	7年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0％
修学資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において修学するための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	貸付限度額：左下の表参照	修学終了後6ヶ月	20年以内 専修学校（一般課程）5年以内	無利子
技能習得資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	①自ら事業を開始又は会社等に就職することを目的として、必要な知識技能を習得するための資金 ②高等学校において修学する場合に必要な資金	月額　68,000円 ※貸付期間：知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内 ※特別な事情がある場合　12ヶ月相当分を一括貸付 自動車運転免許習得の場合　460,000円	知識技能習得後1年	20年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0％
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職することを目的として、必要な知識技能を習得するための資金	月額　68,000円 ※貸付期間：知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内 自動車運転免許習得の場合　460,000円	知識技能習得後1年	20年以内	無利子
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	100,000円 通勤用自動車購入費を含む場合　330,000円	貸付の日から1年間	6年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0％ ※児童は無利子
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く） ・寡婦	医療又は介護（医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	医療　340,000円 所得税非課税の場合　480,000円 介護　500,000円	医療又は介護の期間満了後6ヶ月	5年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0％
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	①知識技能を習得している期間②医療又は介護を受けている期間③失業中の生活を安定・維持するのに必要な期間④母子家庭又は父子家庭になって間もない方（7年未満）の生活を維持するのに必要な期間 ※養育費の取得に係る裁判費用も貸付対象	①知識技能を有する場合　月額　141,000円 ②～④の場合　月額　105,000円 （但し、生計中心者ではない場合　月額　70,000円） ※貸付期間・①知識技能習得に係る貸付　3年以内 ・②医療又は介護に係る貸付　2年以内 ・③離職した日の翌日から1年以内 ・④母子家庭又は父子家庭になって7年未満を限度として貸付（合計2,520,000円限度） ※特別な事情がある場合　3ヶ月相当分を一括貸付 ※④養育費取得に係る裁判費用　12ヶ月相当分を一括貸付	知識技能習得後 医療若しくは介護の期間満了後 失業貸付期間の満了後 母子家庭又は父子家庭になって7年未満の方の貸付満了後 6ヶ月	技能習得 20年以内 医療又は介護 5年以内 失業 5年以内 7年未満の方 8年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0％
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改装し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別　2,000,000円	貸付の日から6ヶ月間	6年以内 特別 7年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0％
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	※新居住地で申請　260,000円	貸付の日から6ヶ月間	3年以内	保証人有・無利子 保証人無・年1.0％
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校　63,100円 中学校　79,500円（所得税非課税の場合貸付） 公立の高校、専修学校（高等課程、一般課程）、修業施設（中学校卒業者）　自宅 150,000円 自宅外 160,000円 私立の高校、専修学校（高等課程）　自宅 410,000円 自宅外 420,000円 国公立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）　自宅 370,000円 自宅外 380,000円 私立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）　自宅 580,000円 自宅外 590,000円 大学院　国公立 380,000円 私立 590,000円 修業施設（高等学校卒業者）　自宅 272,000円 自宅外 282,000円	修学、修業終了後6ヶ月	20年以内 専修学校（一般課程）修業施設 5年以内	無利子
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の結婚資金	300,000円	貸付の日から6ヶ月以内	5年以内	保証人有・無利子 保証人無・年1.0％

（注）償　還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で、繰上償還もいつでもできます。
違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、償還金を納入期限までに償還しなかったときは、その翌日から実際に納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年５％の違約金が徴収されます。